



® 平成 29 年 12 月 18 日 (月)

No. 14592 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ホームページ <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

● 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [東京地裁] [上]……………(1)

主要判決全文紹介

《東京地方裁判所》

特許権侵害行為差止請求事件

(乾癬を処置するための皮膚用の非水性医薬組成物－特許無効の抗弁) [上] (全2回)

—平成28年(ワ)第14131号、平成29年9月28日判決言渡—

事案の概要

本件は、発明の名称を「医薬組成物」とする特許第5886999号の特許権(以下「本件特許権」という。)を有する原告が、被告らにおいて被告物件を製造及び販売しようとしているところ、これらの行為は上記特許権を侵害するものであると主張して、被告らに対し、被告物件の生産、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出の差止め、及び、被告物件の廃棄を求める事案である。争点は無効理由の有無である。



創業1923年
杉村萬国特許法律事務所

SUGIMURA & Partners

代表弁理士 杉村 憲司 代表弁護士 杉村 光嗣

杉村 興作
河合 隆慶
中山 健一
坪内 伸
田中 達也
西尾 隆弘
朴 瑛哲
君塚 絵美
大島 かおり

塚中 哲雄
鈴木 治
村松 由布子
甲原 秀俊
高橋 林太郎
石川 雅章
真能 清志
阿部 拓郎
田中 睦美

澤田 達也
福尾 誠
寺嶋 勇太
太田 昌宏
福井 敏夫
永久保 宅哉
石井 裕充
井上 高雄
宮谷 昂佑

富田 和幸
齋藤 恭一
結城 仁美
吉澤 雄郎
酒匂 健吾
色部 暁義
藤本 一
辻 啓太
廣 昇

下地 健一
池田 浩
川原 敬祐
小松 靖之
柿沼 公二
田浦 弘達
鈴木 俊樹
塩川 未久
鈴木 裕貴

大倉 昭人
吉田 憲悟
岡野 大和
伊藤 怜愛
神 紘一郎
門田 尚也
内海 一成
橋本 大佑
Stephen Scott

栗野 晴夫
山口 雄輔
前田 勇人
片岡 憲一郎
坂本 晃太郎
加藤 正樹
市枝 信之
鈴木 麻菜美

所員178名うち弁理士63名、
欧州弁理士1名

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階 E-mail: DPATENT@sugimura.partners
電話: 03-3581-2241(代表) FAX: 03-3580-0506 URL: <https://sugimura.partners/>

判示事項

1 無効理由2 (特許法29条2項違反)の有無について

1.1 本件特許に係る請求項12記載の発明 (本件発明12) と乙15発明の対比

乙15 (「合成活性型Vitamin D₃、1 α , 24-hydroxycholecalciferol外用剤による乾癬の治療」皮膚科紀要84巻3号 (1989年)) には、「ヒトにおいて乾癬を処置するために皮膚に塗布するための混合物であって、1 α , 24-dihydroxycholecalciferol (タカルシトール)、及びBMV (ベタメタゾン吉草酸エステル)、並びにワセリンとを含有する非水性混合物であり、皮膚に1日2回塗布するもの」が記載されていると認められる。

そして、本件発明12と上記の乙15発明とを対比すると、両発明は、「ヒトの乾癬を処置するための皮膚用の医薬組成物であって、ビタミンD₃の類似体からなる第1の薬理学的活性成分A、及びベタメタゾンまたは薬学的に受容可能なそのエステルからなる第2の薬理学的活性成分B、並びに少なくとも1つの薬学的に受容可能なキャリア、溶媒または希釈剤を含む、非水性医薬組成物であり、医学的有効量で局所適用されるもの」で一致し、本件特許に係る訂正審判事件において審決の認定した相違点1及び3において相違すると認められる。

なお、原告は、相違点2 (本件発明12は非水性医薬組成物であるのに対し、乙15発明は非水性組成物であるか定かではない点。)の存在を主張するが、相違点2の存在は認められない。

1.2 相違点1に係る容易想到性について

1.2.1 相違点1に係る動機付けについて

乙15発明は、「ヒトにおいて乾癬を処置するために皮膚に塗布するための混合物であって、タカルシトール、およびBMV、ならびにワセリンとを含有する非水性混合物であり、皮膚に1日2回塗布するもの」というものである。

そして、乙16及び17に開示されているように、本件優先日において、乾癬治療剤としてのマキサカルシトールの軟膏が既に知られていたのであるから、当業者であれば、乾癬を処置するための混合物である乙15発明において、ビタミンD₃の類似体からなるタカルシトールに代えて、同じくビタミンD₃の類似体からなるマキサカルシトールを使用する程度のことは、容易に想到できることというべきである。

これに対し、原告は、「乙15において、D₃ + BMV混合物の適用が、ビタミンD又はベタメタゾン単体の適用に比べて優れた乾癬治療効果を発揮したとは読み取れないのであるから、当業者には、ビタミンDとしてタカルシトールを用いるか、マキサカルシトールを用いるかを問わず、ビタミンD及びベタメタゾンの双方を含む製剤を開発する動機づけは存在しなかった」と主張する。しかしながら、そもそも、既に乙15において、乾癬を処置するためのD₃ + BMV混合物が開示されている以上、当業者であれば、乾癬を処置するためのD₃ + BMV混合物からなる製剤の開発を試みることは容易に行い得ることというべきである。

また、原告は、「乙15のD₃ + BMV混合物は、マキサカルシトールを含んでいなかったばかりか、乙15にマキサカルシトールについての言及は何らなく、乙15に接した当業者が、マキサカルシトールとベタメタゾンの双方を含む医薬組成物の発明に想到する動機づけは認められない」と主張する。しかしながら、乙16及び17には「乾癬治療剤としてのビタミンD₃の類似体であるマキサカルシトールの軟膏」が開示されているのであるから、そうであれば、乙15に接した当業者が、乙15発明におけるタカルシトールに代えて、同じくビタミンD₃の類似体からなるマキサカルシトールを使用する動機付けはあるというべきである。

さらに、原告は、「乙15は、臨床医によるビタミンD及びベタメタゾンの併用治療を記載しているのみであり、医薬品の開発に関するものではないところ、本件明細書記載のとおり、本件優先